株 主 各 位

(本店所在地)

東京都千代田区外神田一丁目9番14号(本社事務所)

大阪市北区堂島一丁目5番17号

株式会社 エディオン

代表取締役社長 久 保 允 誉

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には心よりお見舞い申しあげます。 さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月28日(火曜日)午後6時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成23年6月29日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区高輪四丁自10番30号 品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項 報告事項
 - 1. 第10期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第10期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会日の3日前(平成23年6月25日)までに、その旨と理由を書面によりご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.edion.co.jp) へ掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善など一部明るい兆しが見え始めたものの、デフレが継続する中、個人所得や雇用環境の改善は進まず依然として厳しい経営環境が続いておりました。

当家電小売業界におきましては、平成23年7月に控える地上デジタル放送への切り替えに伴う買替え需要に加え、政府の経済対策の一つである家電エコポイント制度が平成23年3月末まで延長されたことにより、テレビやブルーレイレコーダなどの需要が盛りあがりました。また、平成22年夏は記録的な猛暑となったこともあり、エコポイント対象商品でもあるエアコン、冷蔵庫も非常に好調な実績となりました。特に平成22年11月には、12月からエコポイント対象商品への付与ポイントが変更される影響で大きな駆け込み需要が発生し、テレビ、エアコン、冷蔵庫の売上が、過去に例を見ないほど伸長いたしました。その他「Office2010」が発売されたことによるパソコン及びスマートフォン需要が拡大している携帯電話なども好調に推移いたしました。

こうした中で当企業グループにおきましては、当社が、子会社であった㈱エディオンEAST及び㈱エディオンWESTを吸収合併するなど組織の再編を行い、経営の効率化に努めてまいりました。またエコポイント等により拡大した需要を確実に獲得するため、接客・配送体制の強化や、広告宣伝の強化などに取り組んでまいりました。その他、前連結会計年度から本格的に取り組みを開始したエコ・リビングソーラー事業につきましては、展開店舗の拡大や自社研修施設での人材育成を進め、事業の強化・育成に取り組んでまいりました。

なお、平成23年3月に発生しました東日本大震災におきましては、関東地区の一部店舗において、商品落下、什器転倒などの被害が発生しましたが、軽微なものにとどまりました。

前述の結果による当連結会計年度における営業店舗の状況と連結業績の概況は以下のとおりとなりました。

営業店舗の状況

			前期末	増 加	減 少	差 引	当 期 末
直	営	店	418店	10店	13店	△3店	415店
F	С	店	683店	41店	9店	32店	715店
合		計	1,101店	51店	22店	29店	1,130店
直営	店売場	計面 積	1, 081, 762 m²	38, 257 m²	91, 990 m²	△53, 733 m²	1, 028, 029 m²

- (注) 1. 上記の他に、家電直営店3店舗を移転増床しております。
 - 2. 直営店舗売場面積の減少は、主にストアブランド「ミドリ」において展開していた家具売場を㈱ナフコ等にテナントリーシングしたことによるものであります。

連結業績の概況

(1) 連結売上高

当連結会計年度の連結売上高は9,010億10百万円(前期比109.9%)となりました。これは夏季の記録的な猛暑や家電エコポイント効果もあって、テレビ、エアコン、冷蔵庫等を中心に売上高が伸長したことと、新規出店による積極的な店舗展開等によるものであります。

(2) 堂業利益

当連結会計年度の営業利益は263億39百万円(前期比250.6%)となりました。これは売上高の大幅な伸長による販売費の増加はあったものの、売上総利益率が0.3ポイント改善し売上総利益が増加したこと、また、一般管理費の削減にも努めたこと等によるものであります。

(3) 経常利益

当連結会計年度の経常利益は344億35百万円(前期比175.6%)となりました。 これは主に営業利益の増加に伴うものであります。

(4) 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は162億11百万円(前期比173.9%)となりました。 これは減損損失69億74百万円や資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額22億52百万円等を計上したことにより、特別損失が前連結会計年度より60億85百万円増加したこと等によるものであります。

(単位:百万円)

					平成22年3月期	平成23年3月期	増	減	額	前期比増減率(%)
連	結	売	上	高	820, 030	901, 010		80	, 979	9. 9
営	業		利	益	10, 509	26, 339		15	5, 829	150.6
経	常		利	益	19, 612	34, 435		14	1,822	75. 6
当	期	純	利	益	9, 323	16, 211		6	5, 888	73. 9

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業集団の商品別連結売上高

区分	前連結会 平成21年4 平成22年3	月1日から	当連結会計年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで		
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
テレビ	165, 139	20. 1	208, 225	23. 1	
ビデオ	73, 120	8. 9	74, 707	8.3	
オーディオ	13, 024	1.6	13, 434	1.5	
デジタルオーディオ等	16, 226	2.0	16, 191	1.8	
エアコン	56, 981	7. 0	72, 118	8.0	
暖房機器	10, 552	1.3	11, 450	1.3	
冷蔵庫	44, 155	5. 4	47, 801	5. 3	
洗濯機・クリーナー	44, 033	5. 4	45, 639	5. 0	
レンジ	12, 543	1.5	13, 036	1.5	
調理家電	25, 600	3. 1	26, 462	2. 9	
理美容・健康家電	26, 025	3. 2	27, 698	3. 1	
照明器具	7, 179	0.9	7, 554	0.8	
パソコン	109, 070	13. 3	108, 773	12. 1	
その他情報家電	69, 306	8. 5	74, 403	8.3	
音響ソフト・楽器	9, 273	1. 1	7, 850	0.9	
その他	137, 798	16. 7	145, 663	16. 1	
合計	820, 030	100.0	901, 010	100.0	

⁽注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は、当連結会計年度におきまして、平成23年3月25日に株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローンを組成し、15行より80億円を調達いたしました。

この資金は、既存のシンジケートローンの借換資金に充当しております。

(2) 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資額は202億42百万円であり、その主なものは当連結会計年度中に完成した次の店舗となっております。

区		分	設	備	名	所	在	地	開	店	日	増加売場 面 積
												m²
新		設	ミドリ‡	ミドリ堺石津店		堺市堺区			H22. 04. 23			3, 765
	"		エイデンエルシティ刈谷店			愛知県	愛知県刈谷市			2. 04.	28	2, 028
	"		デオデオ八幡黒崎店			北九州市八幡西区			H22. 04. 28			3, 891
	"		ミドリ東近江店			滋賀県東近江市			H22. 06. 03			2, 728
	"		デオデオ	デオデオアルパーク南店			広島市西区			2. 07.	07	5, 137
	"		エイデン	ノマーサ	21店	岐阜県岐阜市			H22. 10. 28			2, 593
	"		ミドリ京	都ファ	ミリー店	京都市右京区			H22. 10. 29			2, 579
	"		エイデ	ン幸田原	Ē	愛知県幸田町			H22. 11. 26			1, 490
	"ミドリ木津川店		京都府	木津川市	Ħ	H22. 12. 03			2,050			
移	転 増	床	エイデ	ン高山原	Ē	岐阜県	高山市		H22	2. 04.	01	1,950
	"		100満ボルト小浜本店		福井県小浜市			H22. 05. 27			1,716	
	"		エイデン	/日進位	すの山店	愛知県	日進市		H22	2. 12.	10	1, 319

- (3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
 - ①当社は、平成22年10月1日付で㈱エディオンEAST及び㈱エディオンWESTを吸収合併しております。
 - ②当社は、平成23年4月1日付で㈱コムネットを吸収合併しております。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

	区	分	第7期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第8期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	第9期 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	第10期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
売	上	高(百万円)	851, 205	803, 004	820, 030	901, 010
経	常 利	益(百万円)	21, 227	11, 751	19, 612	34, 435
当純	朝 純 利 益 員 失 (△)	又は当期 (百万円)	6, 754	△13, 506	9, 323	16, 211
総	資 産	額(百万円)	437, 410	387, 136	403, 180	403, 399
純	資 産	額(百万円)	177, 576	135, 583	141, 642	155, 947
1 株	当たり純資	産額 (円)	1, 290. 78	1, 149. 25	1, 237. 96	1, 376. 18
	当たり当期 : り 当期 純 !	純利益又は1株 員失(△)(円)	63. 96	△127. 90	89. 60	157. 76
自	己資本比	上率 (%)	31. 2	31. 3	31. 7	35. 0

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。自己株式数には、当連結会計年度末に従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式993,600株を含んでおります。

(2) 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区	分	第7期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第8期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	第9期 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	第10期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
営業収益又は売上	高(百万円)	10, 677	13, 649	14, 884	430, 114
経 常 利 勃	益(百万円)	2, 525	3, 718	3, 351	14, 973
当期純利 3	益(百万円)	3, 110	1, 402	2, 339	34, 137
総資産	額(百万円)	278, 226	282, 845	288, 059	373, 565
純資産	額(百万円)	120, 723	120, 662	119, 986	137, 563
1株当たり純資産額	額 (円)	1, 143. 14	1, 142. 69	1, 162. 61	1, 339. 76
1株当たり当期純利	益 (円)	29. 45	13. 28	22. 48	332. 19
自己資本比多	率 (%)	43. 4	42.7	41.6	36. 8

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。 かお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を
 - なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。自己株式数には、当事業年度末に従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式993,600株を含んでおります。
 - 3. 第10期における売上高等の大幅な増加は、平成22年10月1日付で㈱エディオンEAST及び㈱エディオンWESTを吸収合併したことによるものであります。

1-4. 対処すべき課題

当企業グループは、関東地方に「イシマル」、中部地方に「エイデン」、近畿地方に「ミドリ」、中国・四国・九州地方に「デオデオ」の店名で家電量販店を展開する㈱エディオンを中心に、北陸地方・北海道地方などで「100満ボルト」を展開する㈱サンキュー、携帯電話販売事業を行う㈱エディオンコミュニケーションズ、家電製品の修理・配送等を行う㈱コムネット、システム開発等を行う㈱エヌワーク及びそれぞれの子会社・関連会社で構成されており、中部以西の西日本地域においてトップクラスのシェアを誇る家電量販店グループです。

現在、東日本大震災の影響によりわが国の経済は大変厳しい状況にあり、当家電小売業界においても先行きの見通せない状況にあります。こうした中、当企業グループでは、(1)成長性の追求及び(2)企業体質の強化に努め、収益力の向上に取り組んでまいります。

(1) 成長性の追求

当企業グループは、現在、地上デジタル放送切り替え後の映像関連商品の売上減に備え、新規出店の強化に加え、新規成長分野であるエコ・リビングソーラー事業、携帯電話事業、Eコマース事業及びフランチャイズ事業のさらなる拡大に向けて取り組んでまいります。

新規出店については、中部以西におけるさらなる基盤強化のため、地域内で相対的にシェアの低いエリアへ積極的に出店し、シェア拡大による売上拡大、収益性の向上に努めてまいります。また東日本の未出店エリアにおきましても新たに出店を開始し、今後の成長につなげてまいります。

エコ・リビングソーラー事業については、平成21年度から本格的な取り組みを開始いたしましたが、これまで業界になかった工事費込みのパッケージ価格など、独自の取り組みがお客様からご好評いただき、売上が順調に伸長しております。今後もさらに展開店舗数を拡大するとともに、販売及び工事の人材育成を強化し、新たな事業の柱とするべく、取り組んでまいります。

携帯電話事業については、平成22年10月から㈱エイデンコミュニケーションズを㈱エディオンコミュニケーションズに社名変更するとともに、グループの携帯電話事業を移管いたしました。ドコモショップ、auショップ及びソフトバンクショップなどのキャリアショップの運営を専門子会社が担当することで、そのノウハウを最大限に活かし、今後、スマートフォンにより成長が見込まれる携帯電話市場において、さらなる収益力の向上に努めてまいります。

Eコマース事業については、今後、さらなる伸びが期待できるネットショッピング市場において、実店舗を多数有する優位性を活かしながら事業を強化し、

売上を拡大してまいります。また、インターネット接続事業においては、インターネットサービスプロバイダとして草分け的な存在である「エンジョイネット」のノウハウを活かし、平成21年度からWiMAXによる接続サービス「エディオンクオルネット」の展開を行っております。実店舗によるサポート体制等の強みを活かしながら、会員数の拡大を図り、売上を拡大してまいります。

フランチャイズ事業については、中部地方に「エイデンファミリーショップ」、近畿地方に「ミドリファミリーショップ」、中国・四国・九州地方に「デオデオファミリーショップ」の展開を行っております。当社の展開する地域店の良さと量販店の価格を融合したフランチャイズは、今後の高齢化社会においてニーズの拡大が見込まれる事業であり、各地域において、加盟店獲得の強化を図ってまいります。

これら成長分野における事業を拡大し、目標とする売上高1兆円の早期実現 に向けて取り組んでまいります。

(2) 企業体質の強化

当企業グループは、現在のような厳しい経営環境の中でも収益を安定して創出していくために、企業体質の強化に取り組んでおります。

より効率的な経営体制をとるため、平成22年10月1日付で持株会社であった ㈱エディオンが事業会社であった㈱エディオンEAST、㈱エディオンWES Tを吸収合併いたしました。この合併に伴いオペレーションの統一化を行い、 営業力の強化と効率的な運営体制とするとともに、間接部門のスリム化を図り、 経費の削減についても積極的に取り組むことで、販売管理費比率を改善し、ローコストな運営を実現してまいります。

また、お客様に継続的に支持していただける店舗となるために、「お客様モニター制度」や安心して商品をご使用いただくための「商品性能テスト研究所」を開設するなど経営理念「買って安心、ずっと満足」に基づく活動を強化してまいります。

グループ全体でこれらの施策に積極的に取り組み、事業基盤の強化による収益力の向上及びキャッシュ・フローの長期安定的な創出に努めてまいります。

1-5. 主要な事業内容

当企業グループは、㈱エディオン、連結子会社150社(㈱エディオンコミュニケーションズ、㈱エヌワーク、㈱コムネット、エム・イー・ティー特定目的会社及び㈱サンキューとその子会社145社)並びに関連会社3社(㈱ふれあいチャンネル、㈱サンフレッチェ広島、㈱マルニ木工)で構成され、家庭電化商品及び情報通信機器の販売を主な事業とし、北海道から沖縄まで広範囲にわたり家電量販店を展開しております。

当企業グループは、(㈱デオデオ及び㈱エイデンが平成14年3月に株式移転により(㈱エディオン(以下、当社)を設立したことにより発足いたしました。平成17年4月には株式交換により㈱ミドリ電化を100%子会社としたほか、平成19年6月には、北陸地方を中心に北海道・関東・山陰・九州など広範囲に店舗ネットワークをもつ(㈱サンキューの株式40.0%を取得し連結子会社といたしました。また、平成19年3月までに東京秋葉原地区を中心に関東地方に店舗ネットワークをもつ石丸電気㈱の株式40.0%を取得し、一方で関東地方で事業活動を担う子会社として平成19年10月に㈱東京エディオンを設立、その後、平成20年10月には、石丸電気㈱の株式を追加取得し100%子会社とするなど関東地方における事業基盤の強化に努めてまいりました。平成21年2月には㈱エイデンが中部以東の東日本を一体運営するため、(㈱東京エディオン、石丸電気㈱等を吸収合併するなど子会社の再編を行いました。その後、経営効率のさらなる向上の実現を目指し、平成21年10月には㈱デオデオは㈱ミドリ電化を吸収合併し㈱エディオンWESTに、(㈱エイデンは㈱エディオンEASTに社名変更いたしました。

また、平成22年10月1日に意思決定のさらなる迅速化と、経営資源の一体的 運用体制を目的として、当社は㈱エディオンEAST、㈱エディオンWEST を吸収合併いたしました。

1-6. 企業集団の主要拠点等及び使用人の状況

(1) 企業集団の主要拠点等(平成23年3月31日現在)

事	· 사소	=c	k7	等	ナれ来数	当連結会	計年度末現在	の店舗数	当連結会	計年度中の店	舗増減数
争	業	所	名	寺	主な業務	直営店	FC店	計	直営店	FC店	計
1	シ		マ	ル	家庭電化 商品等の販売	11	0	11	$\triangle 4$	0	△4
工	イ		デ	ン	家 庭 電 化 商品等の販売	101	86	187	2	3	5
111		ド		IJ	家 庭 電 化 商品等の販売	82	23	105	1	22	23
デ	オ		デ	才	家庭電化 商品等の販売	120	605	725	0	7	7
サ	ン	キ	ユ	_	家 庭 電 化 商品等の販売	50	1	51	$\triangle 2$	0	$\triangle 2$
井 コ	デュニ	イケー	オ・ショ	ンズ	携帯電話等 の 販 売	44	0	44	0	0	0
	家	電	事	業	小 計	408	715	1, 123	△3	32	29
ホ -	- A	工	+	スポ	ホームセンター 商品等の販売	7	0	7	0	0	0
	合				計	415	715	1, 130	△3	32	29

- (2) 企業集団及び事業報告作成会社の使用人の状況(平成23年3月31日現在)
 - ① 企業集団の状況

従業員数

10,022名

② 事業報告作成会社の状況

従 業 員 数	前期末比増減 (△)	平 均 年 齢	平均勤続年数
8,381名	7,996名	37歳4か月	12年 7 か月

- (注) 1. 平均勤続年数はグループ会社での勤続年数を通算しております。
 - 2. 従業員数には臨時従業員は含まれておりません。
 - 3. 第10期における従業員数の大幅な増加は、平成22年10月1日付で㈱エディオンEAST及 び㈱エディオンWESTを吸収合併したことによるものであります。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社	名	所在地	設立年月	資本金	当 社 議決権比率	主要な事業内容
				百万円	%	
㈱ エ デ / コミュニケー	ィ オ ン ションズ	名古屋市 千 種 区	平成12年 5月	300	100.0	携帯電話等の販売
㈱コムジ	ネット	愛 知 県春日井市	昭和58年 2月	100	100.0	家庭電化商品等の配送 設置、修理及び工事
㈱エヌり	フ ー ク	名古屋市 千 種 区	昭和48年 12月	30	100.0	電算システムの運営及 び開発
エム・イー 特 定 目 的		東 京 都千代田区	平成13年 5月	5, 300	_	資産流動化計画に基づ く特定資産の管理
㈱サンコ	F ユ ー	福井県市	昭和51年 11月	10	40.0	家庭電化商品等の販売

- (注)1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
 - 3. 当社は、平成22年10月1日付で㈱エディオンEAST及び㈱エディオンWESTを吸収合併しております。
 - 4. ㈱エイデンコミュニケーションズは平成22年10月1日付で㈱エディオンコミュニケーションズに社名変更しております。
 - 5. 当社は、平成23年4月1日付で㈱コムネットを吸収合併しております。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借	入	1	先		借	入	金	残	高
株式会社三	菱 東 京 U	F J	銀	行				4,	百万円 400
株 式 会	社 広	島 銳	艮	行				5,	000
株 式 会 社	三 井 住	友	銀	行				1,	965
三菱UFJ	信託銀行	株式	会	社				2,	655
株 式 会 社エージェント	三 井 住 とするシンシ	友 銀 ジケー	行 団	を # 1				10,	600
株 式 会 社エージェント	三 井 住 とするシンシ	友 銀 ジケー	行 ト 団	を # 2				8,	000
株式会社三エージェント	菱 東 京 U . とするシンシ	F J 銀 ジケー l	も 行 ト 団	を # 1				2,	000
株式会社三エージェント	菱 東 京 U とするシンシ	F J 銀 ジケー l	も 行 ト 団	を # 2				13,	000
株式会社三エージェント	菱 東 京 U . とするシンシ	F J 銀 ジケー l	り 行 ト 団	を # 3				8,	400
株式会社三エージェント	麦 東 京 U と す る シ ン シ	 F J 銀 ジケー l	· 行 · 団	を # 4				7,	700
株式会社三エージェントと	菱 東 京 U するコミット	F J 録 メント	- ライ	をン				12,	000

(注) 株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#1は、株式会社大垣共立銀行その他の32行で構成され、株式会社三井住友銀行をエージェントとするシンジケート団#2は、株式会社八十二銀行その他の15行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#1は株式会社中京銀行その他の6行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#2は株式会社広島銀行その他の18行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#3は株式会社中国銀行その他の17行で構成され、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとするシンジケート団#4は株式会社みずほ信託銀行その他の23行で構成されております。

1-9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

(1) ㈱サンキューの完全子会社化

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、経営効率の向上や業容及び収益力の拡大を図るため、連結子会社である㈱サンキューの株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議いたしました。

①取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(ア) 異動前の所有株式数 1,613,768株 (所有割合 40.0%)

(イ)追加取得株式数 2,420,650株

(ウ) 異動後の所有株式数 4,034,418株 (所有割合 100,0%)

2日程

 (ア)取締役会決議
 平成23年5月11日

 (イ)株式譲渡契約締結(予定)
 平成23年9月30日

 (ウ)株式譲渡日(予定)
 平成23年10月1日

(2) その他

当社は、平成22年11月に公正取引委員会による独占禁止法に基づく立入検査を受け、現在、当局の調査に全面的に協力いたしております。

2. **株式に関する事項**(平成23年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 300,000,000株

② 発行済株式の総数 105,665,636株

③ 株主数 21,019名

④ 大株主の状況(上位10名)

株 主 名	持 株 数 持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,085
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6, 568 6. 41
エディオングループ社員持株会	6, 425 6. 27
株式会社ダイイチ	5, 599 5. 46
異 富 株 式 会 社	5, 050 4. 93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2, 675 2. 61
久 保 允 誉	2,010 1.96
第一生命保険株式会社	1,811 1.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,692 1.65
株式会社広島銀行	1,621 1.58

⁽注)1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- 2. 当社は自己株式3,144,516株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。 自己株式 (3,144,516株) には、従業員持株ESOP信託口が所有する993,600株を含んでおります。
- 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

3-1. 転換社債型新株予約権付社債の発行について

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、2013年5月10日満期 円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのう ち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行を決議 し、平成20年5月9日に発行いたしました。

(1)社債の名称

株式会社エディオン2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

(2) 本社債の総額

15,000,000,000円及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券の紛失、 盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券を いう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(3) 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、3,000個及び代替新株予約権付 社債券に係る本社債の額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数

(4) 当初転換価額

1,353円

(5)本社債の利率

利息は付さない。

(6)発行決議日

平成20年4月23日

(7)払込期日及び発行日 平成20年5月9日 (8)本新株予約権を行使することができる期間

平成20年5月23日から平成25年4月26日の銀行営業終了時(スイス時間)までとする。

(9) 償環期限

平成25年5月10日

- (10)募集に関する事項
 - ①単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社であるDaiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch及び共同主幹事引受会社である Nomura Bank(Switzerland)Ltd. の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする 海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における募集
 - ②本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の102.5%

- (11)繰上償還の状況
 - ①繰上償還の期日 平成23年5月9日 (スイス時間)
 - ②繰上償還の理由

本社債の要項に規定された本社債所持人の選択による繰上償還

③繰上償還の内容

償還前残存額面総額 15,000百万円 繰上償還総額 13,235百万円 償還後残存額面総額 1,765百万円

3-2. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権の状況(平成23年3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

①新株予約権の数

- 3,000個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 300

300,000株(新株予約権1個につき100株)

- ③新株予約権の払込金額 無償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり59,700円(1株当たり597円)
- ⑤権利行使期間

平成23年8月7日から平成26年8月6日まで

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に 関する事項
 - (ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦主な行使条件

- (ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当 を受ける当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (ウ)新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任 又は定年により退職した場合には、この限りではない。

平成23年3月31日現在保有状況

取締役 13名 新株予約権の数 3,360個

- (注)平成21年8月6日に発行した新株予約権の数より360個増加しておりますが、これは、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会にて追加選任された取締役4名の保有する新株予約権であります。
- (2) 当事業年度末日に当社及び子会社の従業員が有する新株予約権の状況(平成23年 3月31日現在)

当社は、平成21年6月26日開催の当社第8回定時株主総会における決議に基づき、平成21年7月15日開催の取締役会において新株予約権の募集事項を決定し、平成21年8月6日に発行いたしました。

①新株予約権の数

12.700個

②新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式

1,270,000株(新株予約権1個につき100株)

③新株予約権の払込金額

- 無償
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1 個当たり59,700円(1株当たり597円)
- ⑤権利行使期間

平成23年8月7日から平成26年8月6日まで

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に 関する事項
 - (ア)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の(ア)記載の資本金等増加限度額から前述(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦主な行使条件

- (ア)新株予約権者は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当 を受ける当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
- (イ)新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (ウ)新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任 又は定年により退職した場合には、この限りではない。

平成23年3月31日現在保有状況

当社従業員663名新株予約権の数12,010個当社の子会社の従業員1名新株予約権の数50個

(注)平成21年8月6日に発行した新株予約権の数より640個減少しておりますが、これは、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会にて追加選任された取締役4名の保有する新株予約権と、退職者が保有していた新株予約権であります。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況(平成23年3月31日現在)

地 位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保	允 誉	店舗開発本部長
代表取締役副社長	岡嶋	昇 一	情報システム本部長 兼 EASTカンパニー社長
代表取締役副社長	友 則	和 寿	WESTカンパニー社長
専務取締役	藤川	誠	総務人事本部長 兼 法務室長
取 締 役	中口	雄司	物流本部長
取 締 役	船守	精一	商品本部長
取 締 役	加藤	徳 寿	EASTカンパニー営業本部長
取 締 役	松田	浩 二	WESTカンパニー営業本部長
取 締 役	麻 田	祐 司	財務経理本部長 兼 経理部長 兼 管理部長
取 締 役	梅原	正 幸	内部監査室長
取 締 役	山 崎	徳 雄	経営企画室長 兼 I R・広報部長
取 締 役	松山	保 夫	EASTカンパニー管理本部長
取 締 役	湯山	隆司	WESTカンパニー管理本部長
常勤監査役	髙 橋	圭 治	
監 査 役	佐々木	正 弘	
監 査 役	異 相	武 憲	弁護士、旭化学工業株式会社社外監査役
監 査 役	沖 中	隆志	税理士

- (注)1. 監査役のうち、異相武憲、沖中隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2. 常勤監査役髙橋圭治氏は、長年にわたり経営管理業務の経験を重ねてきており、財務及び 会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 監査役佐々木正弘氏は、長年にわたり経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査役異相武憲氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役沖中隆志氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を 有するものであります。
 - 6. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動 監査役石田勝治氏は、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任 いたしました。
 - 取締役加藤徳寿、松田浩二、松山保夫、湯山隆司の4氏及び監査役佐々木正弘氏は、平成 22年6月29日開催の第9回定時株主総会において新たに選任されそれぞれ就任いたしました。
 - 7. 当社は、監査役異相武憲、監査役沖中隆志の両氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届けております。

4-2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区		分	人	数	報酬等の額	摘	要
取	締	役	13		773百万円		
監	查	役	5		26百万円	(うち社外監査役2名	3、10百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第9回定時株主総会において、使用人分給与を含まず年額8億円以内とご承認いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。
 - 3. 上記報酬等の額には、役員賞与197百万円(取締役197百万円)を含めております。
 - 4. 上記報酬等の額には、ストック・オプション25百万円を含めております。
 - 5. 上記のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与20百万円を支給しております。
 - 6. 上記のほか、社外監査役2名が監査役を兼任する子会社から監査役として受けた報酬等の 総額は2百万円であります。

4-3. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法 人等との関係

区	分	氏	名		名	兼職会社名	兼職の内容	当社と兼職会社 との関係	
社 外!	監査役	異	相	武	憲	旭化学工業株式会社	社外監查役	特別な関係はありません。	

4-4. 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会・監査役会への出 席 状 況	取締役会等における発言その他の活動状況
異相武憲(社外監査役)	当事業年度に開催した32回 の取締役会のうち24回に出 席、また、7回開催した監 査役会のうち6回に出席い たしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表 取締役や主要な取締役と面談し、これらの場 において弁護士としての知見・経験も踏まえ た発言を行っております。
沖 中 隆 志 (社外監査役)	当事業年度に開催した32回 の取締役会のうち25回に出 席、また、7回開催した監 査役会のうち5回に出席い たしました。	取締役会、監査役会への出席に加えて、代表 取締役や主要な取締役と面談し、これらの場 において税理士としての知見・経験も踏まえ た発言を行っております。

4-5. 責仟限定契約

(責任限定契約の内容)

当社は、平成18年6月29日開催の第5回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社が、当該規定に基づき社外監査役異相武憲氏及び沖中隆志氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

社外監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき各社外監査役との間で同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結し、その賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

5-2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 94百万円

②当社の公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 8百万円

③当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

103百万円

(注)公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容 国際会計基準の適用に関する支援業務等

5-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要がある と判断した場合は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて 会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の 概要

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員などの利害関係者(ステークホルダー)からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくため に次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス (法令遵守) はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility) を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー(とりわけ株主様)から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ(説明責任)を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力いたします。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めてまいります。

- 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記3項目の基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している。さらに、これを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、役員、従業員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は、経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念 を役員、従業員に直接伝えるよう努める。

エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、ここに「エディオングループ倫理綱領」を制定し、お客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、法令と健全な社会慣習を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて行動します。社長をはじめとする経営者は本綱領の精神を常に自らに問い、率先垂範と周知徹底に努め、これに反する事態に際しては問題解決と再発防止に全力で対応するとともに迅速な説明と厳正な対処を行います。

- 1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
- 2. お客様本位の公正な競争を行います
- 3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
- 4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
- 5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
- 6. 企業情報を適時適切に開示します
- 7. 環境問題に積極的に取り組みます
- 8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
- 9. 反社会的勢力とかかわりません
- 10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます
 - (2) コンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス統括責任者とし、その指揮の下に、「コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月開催する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長とし、総務人事本部を事務局とする。また、当社及び各子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に報告するとともに、コンプライアンス強化施策の立案及び遵守状況の点検を行う。

また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常 業務にかかわるコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程に基づいて各子会社のコンプライアンス事務局又は 弁護士事務所直結のホットライン(匿名可)を設置し、コンプライアンス違反 の早期発見と再発防止に努める。 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 取締役の職務の執行に係る情報(文書及び電磁的データ)の保存及び管理は、 取締役の協会はスマオ書等理想程に基づき、必要担と取締犯が書ばました。

取締役会で決定する文書管理規程に基づき、総務担当取締役が責任者としてこれを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び各子会社のリスクを総括的に管理する「リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理規程を定め、リスクの種類毎に責任部署を定める。

リスク管理委員会は、リスク管理担当役員を委員長とし、総務人事本部を事務局とする。また、当社及び各子会社の総務・人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

リスク管理委員会は、リスクに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、コンプライアンス統括責任者経由で取締役会に答申又は報告するとともに、リスク予防策、対応策の立案及び管理状況の点検を行う。また、必要に応じて弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるリスクに関してアドバイスを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社及び各子会社は、経営環境の見通しに基づいて中期経営計画及び年度 事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門又は管理部門を所 管する取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な 実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する 実績は月次でシステム的に集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに 報告される。 (2) 経営会議及び常務会による重要事項の機動的審議と情報共有

基本的に月2回開催する取締役会のほかに経営会議及び常務会を設置し、 重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有 を図る。

経営会議は当社社長を議長とし、取締役、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。常務会は当社社長を議長とし、役付取締役以上で構成され、適宜開催される。

なお、取締役会、経営会議及び常務会は、必要に応じてテレビ会議形式で 機動的に開催する体制とする。

(3) 業務分掌・職務権限の明確化

期首又は組織改編のつど、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁 権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強 化又は委譲を行う。

(4) 社外アドバイザーの活用

弁護士事務所、会計事務所及び外部シンクタンク等からの提言を得て、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。

- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社におけるコンプライアンス推進担当者任命

「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」 及び「倫理綱領カード」は、子会社すべてに適用・配布する。

各子会社総務・人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として子会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談及びコンプライアンス事務局との連絡を担当する。

また、各子会社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンス と同様の運用を行う。

(2) 当社及び子会社に対する内部監査

当社内部監査室は、当社及び各子会社を対象として内部監査を実施し、結果を当該子会社社長及び当社取締役会に報告する。

(3) 関係会社管理規程に基づくグループ経営の遂行 関係会社管理規程により、子会社の独自性を尊重しつつ、子会社の経営に かかる重要事項について当社取締役会等への定期的な報告を求めるとともに、 特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定して子会社の経営を

かかる重要事項について当社収締役会等への定期的な報告を求めるとともに、 特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定して子会社の経営を 管理する。

(4) 総務人事合同会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の実施 当社総務人事担当取締役を議長として総務人事合同会議を毎月開催し、当 社及び各子会社の総務・人事担当部長の情報交換やグループ方針の確認等を 行う。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備等についての情報共有とすりあわせを行う。

- (5) 当社からの子会社に対する不当要求のチェック体制 コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求又は施策の命令は当社取 締役会内及び当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。
- 6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役の職務を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、 当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人 事的な配慮を行う。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役に対して取締役及び使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、 監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社及びグループ内各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議 事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項、経営 会議における審議事項及び常務会における審議事項とする。報告の方法等の運 営事項については、コンプライアンス委員会事務局と監査役の協議に基づいて 決定するものとする。 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は関係する使用人に説明を求めるものとする。

また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

9. 財務報告の適正性を確保する体制

- (1) 当社及び各子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る 内部統制の基本方針として内部統制規程を制定し、当該基本方針を遵守した 業務執行により財務報告の適正性を確保する。
- (2) 当社及び各子会社は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

10. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1) 当社及び各子会社は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」 及び同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を 遵守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 当社及び各子会社は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を 誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を 確保する。
- (3) 内部監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

7. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場企業のため、株主・投資家の皆様は、当社株式の取得を自由に証券市場で行うことができます。そのため、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても一概に拒否するものではありません。大規模な買付行為の提案が行われた場合に、それに応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様のご判断によってなされるべきであると考えます。

もっとも、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

これらを十分に理解せず当社を支配した場合、ステークホルダー、特にお客様との信頼関係を失い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあります。このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付行為やこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、経営の効率化、統合効果の早期創出等に取組み、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員、グループ及び関係会社等の各ステークホルダーの皆様の安心と信頼のうえに、企業価値をより一層高めるべく、成長性、生産性、効率性のさらなる向上に努めてまいります。

まず、エリア内の各商圏においてドミナント体制をとり、販促効率・物流効率の向上、消費者の認知度の向上などによりマーケットシェアの拡大を図ってまいります。また、家電以外の商品の積極的な展開を進めており、高い利便性を提供することで、店舗の競争力の強化を図ってまいります。

また、統合効果の創出に積極的に取組んでおり、グループ各社で様々なノウハウを共有し、粗利率と収益の改善を図ってまいります。

さらに、当企業グループは、法令遵守や企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを最重要課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法令上の機関制度を一層強化・整備してコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取組みとして当社株券等に対する大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本対応策」といいます。)を平成20年6月27日開催の第7回定時株主総会の決議により導入いたしました。

本対応策の概要は以下のとおりであります。

(1) 本対応策の対象となる当社株券等の買付行為

当社は、特定株主グループが、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を、以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合には、一定の合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従っていただきます。

(2)独立委員会の設置

本対応策が適正に運用され、取締役会における恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3人以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者等の中から選任します。

(3) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ公表します。

4. 本対応策が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を 損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及 びその理由

本対応策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止でき、また当社の取締役任期は1年であり期差任期制を採用していないため、本対応策の廃止又はその対抗措置発動を阻止することに時間を要するものでもありません。本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しております。

5. 本対応策の非継続の決定及びその理由

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会におきまして、第10回定時株主総会終結の時をもって、本対応策を継続しないことを決議いたしました。

本対応策は、当社株式の大規模な買付行為が行われる場合には、株主の皆様のご判断のために、当該買付者から買付行為に関する必要かつ十分な情報が当社取締役会に事前に提出された後、当社取締役会は大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響等を評価し、当社取締役会としての意見を株主の皆様にご提供するとともに、場合によっては当社取締役会としての代替案を作成し、提示するべきであると考え、十分な情報提供や当社取締役会における適切な評価のための期間を確保することを主たる目的として導入したものであります。

しかし、金融商品取引法の改正により、株式の大規模買付行為に対する手続きが整備され、株主及び投資家の皆様が大規模買付行為を適切にご判断されるための情報や時間を確保するという本対応策の目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況を踏まえ、本定時株主総会の終結の時をもって有効期限が満了となります本対応策の取り扱いにつきまして、慎重に協議いたしました結果、組織の一本化やグループの経営資源の集中など経営の効率化を図ることこそが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと判断し、平成23年5月11日開催の取締役会におきまして、本定時株主総会終結の時をもって本対応策を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は本対応策の非継続後におきましても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大規模買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位:日万円)
区 分	金額	区 分	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産		I 流 動 負 債	
現金及び預金	21, 594	支払手形及び買掛金	55, 085
受取手形及び売掛金	40, 083	短 期 借 入 金	21, 212
商品及び製品	89, 131	一年内返済予定の長期借入金	22, 384
繰延税金資産	10, 532	リース債務	144
その他	12, 947	未払法人税等	2, 989
貸倒引当金	△29	未払消費税等	1, 554
流動資産合計	174, 259	賞 与 引 当 金	6, 785
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	111,200	ポイント引当金	8,764
1 有形固定資産		その他	29, 593
	77 499	流動負債合計	148, 513
建物及び構築物	77, 433	Ⅱ 固 定 負 債 社 債	500
工具、器具及び備品	5, 283	行 1頁 転換社債型新株予約権付社債	15, 000
土地	75, 433		48, 563
リース資産	2, 170	長期借入金	46, 565 1, 029
建設仮勘定	415	ラー	2, 513
そ の 他	1, 032	退職給付引当金	2, 313 9, 785
有形固定資産合計	161, 769	資産除去債務	4, 604
2 無 形 固 定 資 産		商品保証引当金	5, 068
のれん	368	負 の の れ ん	3, 633
そ の 他	14, 852	その他	8, 239
無形固定資産合計	15, 220	固定負債合計	98, 938
3投資その他の資産		負 債 合 計	247, 451
投資有価証券	4, 789	(純資産の部)	
繰延税金資産	8, 226	I 株 主 資 本	154, 756
差入保証金	32, 136	資 本 金	10, 174
その他	7, 650	資 本 剰 余 金	82, 346
貸倒引当金	△663	利 益 剰 余 金	64, 418
投資その他の資産合計	52, 140	自己株式	△2, 183
固定資産合計	229, 130	Ⅱ その他の包括利益累計額	△13, 668
	449, 130	その他有価証券評価差額金	△135
		土地再評価差額金	△13, 533
株式交付費	1	Ⅲ新株予約権	209
社債発行費	7	Ⅳ少数株主持分	14, 650
操延資産合計	9	純資産合計	155, 947
資 産 合 計	403, 399	負債・純資産合計	403, 399

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

	区 分	金額
I		並
I I		
ш		683, 868
		217, 141
Ш	販売費及び一般管理費	190, 801
	営 業 利 益	26, 339
IV	営業 外収益	
	受取利息及び配当金	445
	仕 入 割 引	6, 559
	負 の の れ ん 償 却 額	1, 926
	で の 他	977 9,907
V	営 業 外 費 用	
	支 払 利 息	1, 132
	持分法による投資損失	109
	貸倒引当金繰入額	32
	そ の 他	537 1,812
	経 常 利 益	34, 435
VI	特 別 利 益	
	固 定 資 産 売 却 益	28
	貸倒引当金戻入額	8
	投資有価証券売却益	386
	で の 他	83 507
VII	特別,損失	
	固 定 資 産 売 却 損	0
	固 定 資 産 除 却 損	1, 052
	減 損 損 失	6, 974
	投資有価証券評価損	67
	賃貸借契約解約損	236
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2, 252
	そ の 他	960 11, 543
	税金等調整前当期純利益	23, 399
	法人税、住民税及び事業税	7, 262
	法 人 税 等 調 整 額	△2, 368
	過年度法人税等	710 5, 604
	少数株主損益調整前当期純利益	17, 795
	少数株主利益	1, 583
	当期純利益	16, 211

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主 資	本	
	資	本。	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31残高		10, 17	74	82, 367	50, 723	△1,873	141, 392
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					△2, 056		△2, 056
土地再評価差額金取崩					△460		△460
当 期 純 利 益					16, 211		16, 211
自己株式の取得						△880	△880
自己株式の処分				△21		570	549
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							
連結会計年度中の変動額合計				△21	13, 695	△309	13, 364
平成23年3月31日残高		10, 17	74	82, 346	64, 418	△2, 183	154, 756

	その他	の包括利益		小粉烘子		
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
平成22年3月31日残高	261	△13, 980	△13, 718	84	13, 884	141, 642
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2, 056
土地再評価差額金取崩						△460
当 期 純 利 益						16, 211
自己株式の取得						△880
自己株式の処分						549
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△397	446	49	124	765	940
連結会計年度中の変動額合計	△397	446	49	124	765	14, 304
平成23年3月31日残高	△135	△13, 533	△13, 668	209	14, 650	155, 947

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

150社

(1) 主要な連結子会社の名称

㈱エディオンコミュニケーションズ

㈱エヌワーク

㈱コムネット

エム・イー・ティー特定目的会社

(株)サンキュー 他145社

なお、前連結会計年度において100%連結子会社でありました㈱エディオン EAST及び㈱エディオンWESTは、平成22年10月1日付にて、当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン旬

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

(1) 主要な会社等の名称

㈱ふれあいチャンネル

㈱サンフレッチェ広島

㈱マルニ木工

なお、前連結会計年度において持分法を適用していた㈱パソナeプロフェッショナルについては、保有株式売却により関連会社でなくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

エム・エム・ケイ・エス・ジャパン個

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 (会計方針の変更)

当連結会計年度から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

1-3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちエム・イー・ティー特定目的会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、前述の決算日の翌日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

1-4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
 - a満期保有目的の債券 bその他有価証券

償却原価法(定額法)によっております。 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法によって算定しております。) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。 時価法によっております。

- ②デリバティブ取引
- ③たな卸資産 a 商品

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

評価方法

家庭電化商品については移動平均法及び最終仕入 原価法によっております(移動平均法は主として㈱ エディオンの商品に、最終仕入原価法は主として㈱ サンキューの商品に適用されております)。また、 ホームセンター商品については主として売価還元法 によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資產

(リース資産を除く)

(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。ただし、平成10年3月31日以前取得の建物の一部については定率法によっております。 建物以外の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物及び構築物 2~60年

建物及び構築物 2~

工具、器具及び備品 2~20年

定額法によっております。ただし、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっております。

③リース資産

②無形固定資産

(3) 繰延資産の処理方法 ①社債発行費

②株式交付費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

3事業年度にわたり毎期均等額を償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

②賞与引当金

③ 退職給付引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見 込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しており ます。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基 づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法 により翌連結会計年度から費用処理することとして おります。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によ り費用処理しております。

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、連結会計年度末における将来の利用見込額を計上することとしております。

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生 に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修 理費用見込額を計上しております。

⑤商品保証引当金

④ポイント引当金

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び過年度に発生した負ののれんの償却については、発生年度から実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1-5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1)「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ315百万円減少し、税金等調整前 当期純利益は2.567百万円減少しております。

(2)「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

1-6. 表示方法の変更

- (1) 連結貸借対照表
 - ①前連結会計年度において、流動資産の「有価証券」(当連結会計年度末の残高は6百万円)として区分掲記されていたものは、資産の総額の100分の1以下であるため、当連結会計年度では流動資産の「その他」に含めて掲記しております。
 - ②前連結会計年度において、流動資産の「原材料及び貯蔵品」(当連結会計年度末の 残高は432百万円)として区分掲記されていたものは、資産の総額の100分の1以 下であるため、当連結会計年度では流動資産の「その他」に含めて掲記しており ます。
- (2) 連結損益計算書

当連結会計年度から、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号 平成21年3月27日)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

1-7. 追加情報

信託型従業員インセンティブ・プランにおける会計処理について

当社は、従業員の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

本プランでは、「エディオングループ社員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後1年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得し、その後毎月一定日に持株会へ売却いたします。

当該株式の取得・処分については、当社が三菱UFJ信託銀行㈱(従業員持株ESOP信託口)(以下「信託口」といいます。)の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末に従業員持株ESOP信託が所有する当該株式数は993,600株であります。また、当社は第1回ESOP信託を平成22年2月16日から導入しておりましたが、その終了に伴い第2回ESOP信託を平成23年3月15日から導入しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

建物及び構築物

2-1 有形固定資産の減価償却累計額

106,271百万円

2-2. 非連結子会社及び関連会社に対する株式

459百万円

5.865百万円

1,218 " 4,403百万円

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

固定負債の「その他」(預り保証金)

(1) 担保に供している資産

土地	6, 368 "
	12,233百万円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金及び一年内返済予定の長期借入金	2,684百万円
社 債	500 "

н

2-4. 保証債務金融機関からの借入(株)ふれあいチャンネルその他従業員

419百万円

3百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3 - 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普诵株式

105,665,636株

3-2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決	議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基	準	日	効力発生日
平成22年6		普通株式	1,031百万円	10円	平成22	年3	月31日	平成22年6月30日
平成22年11 取締役会	月12日	普通株式	1,022百万円	10円	平成22	年9	月30日	平成22年12月8日
計			2,053百万円	20円				

- (注) 1. 平成22年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口に対する配当金7百万円を含めておりません。これは従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。
 - 2. 平成22年11月12日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESO P信託口に対する配当金1百万円を含めておりません。これは従業員持株ESOP 信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

3-3. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成23年6月29日開催予定の第10回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額

1,537百万円

(2) 1株当たり配当額

15円

(3) 基準日

平成23年3月31日

(4) 効力発生日 平成23年6月30日

(注)配当金の総額には、従業員持株ESOP信託口に対する配当金14百万円を含めておりません。これは従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式を自己株式として認識しているためであります。

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等、安全性の高い金融商品及び原則として元本が毀損する可能性の低い比較的安全性の高いデリバティブを組み込んだ複合金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日で あります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に 従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減す るために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS(キャッシュマネジメントシステム)をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注)2参照)

(単位:百万円)

			(<u>干世,日7/11/</u>
	連結 貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	21, 594	21, 594	_
②受取手形及び売掛金	40, 083	40, 083	_
③有価証券及び投資有価証券			
a 満期保有目的の債券	6	6	_
bその他有価証券	3, 999	3, 999	_
資産計	65, 683	65, 683	_
①支払手形及び買掛金	55, 085	55, 085	_
②短期借入金	21, 212	21, 212	_
③社債	500	503	3
④転換社債型新株予約権付社債	15,000	14, 967	△32
⑤長期借入金(*)	70, 947	71, 166	218
⑥リース債務(*)	1, 174	1, 227	52
負債計	163, 919	164, 162	242
デリバティブ取引	_	_	_

^{(*) 1} 年内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。

- (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 資産
 - ①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ③有価証券及び投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取 引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (2) 負債
 - ①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金 これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - ③社債及び④転換社債型新株予約権付社債 社債はすべて市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債 の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により 算定しております。

⑤長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の 対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される、合理的 に見積もられた利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (3) デリバティブ取引
 - ①ヘッジ会計が適用されていないもの 該当事項はありません。
 - ②ヘッジ会計が適用されているもの
 - a 通貨関連 該当事項はありません。
 - b金利関連

(単位:百万円)

						\—\-	<u> </u>
	ヘッジ会計	デリバティブ	主なヘッジ	契約額等		時年	当該時価
	の方法	取引の種類等	対象		うち1年超	時価	の算定方法
Ī	金利スワップ	金利スワップ取引	長期借入金	43, 340	29, 855	(*)	_
	の特例処理	変動受取・固定支払	区州旧八亚	45, 540	29, 000	(*)	

(*)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として 処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 時価を押握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
非上場株式	330)
関係会社株式	459	,
差入保証金	32, 136	;

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、表中には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

5-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の子会社では、大阪府や愛知県などその他の主要都市において、賃貸用の店舗物件(土地、建物を含む)を有しております。

5-2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
26, 969	26, 348

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除 した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1.376円18銭

1株当たり当期純利益

157円76銭

7. 重要な後発事象に関する注記

7-1. 連結子会社株式の追加取得による完全子会社化について

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会におきまして、当社連結子会社であります㈱サンキューの株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議いたしました。

(1) 株式取得の理由

当社は、平成19年2月1日付で㈱サンキューと資本提携に関する基本合意書を締結し、平成19年6月15日に㈱サンキューの普通株式1,613,768株(持株比率40%)を取得し、連結子会社といたしました。

当社と㈱サンキューは、店舗ネットワークや物流・サービス網の相互補完により、お客様満足度の向上、営業力の強化を図ってまいりました。

今回、株式追加取得により(㈱サンキューを完全子会社化(持株比率100%)することで、本社機能や営業全般において更なる融合を行い、経営効率の向上や業容及び収益力の拡大を図ってまいります。

(2) 株式を追加取得する会社の概要

①商号 ㈱サンキュー

②事業内容 家庭電化商品の販売等

③所在地 福井県福井市新保町

④代表者 代表取締役 柴田 清一郎

⑤創業年月 昭和51年11月

⑥資本金 10百万円(平成23年3月期)

⑦連結売上高 80,337百万円(平成23年3月期)

⑧店舗数 50店舗(平成23年3月期)⑨従業員数 820名(平成23年3月期)

(3) 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

①異動前の所有株式数 1,613,768株 (40.0%)

②追加取得株式数 2,420,650株

③異動後の所有株式数 4,034,418株 (100.0%)

(4) 株式取得の日程

①取締役会決議平成23年5月11日②株式譲渡契約締結(予定)平成23年9月30日

③株式譲渡日(予定) 平成23年10月1日

7-2. 転換社債型新株予約権付社債の繰上償還

当社は、平成20年5月9日に発行した株式会社エディオン2013年5月10日満期 円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本社債」といいます。)に関して、その 残高の一部を繰上償還いたしました。

(1) 繰上償還の期日

平成23年5月9日(スイス時間)

(2) 繰上償還の理由

本社債の要項に規定された本社債所持人の選択による繰上償還であります。

(3) 繰上償還の内容

①繰上償還前残存額面総額 15,000百万円

②繰上償還総額 13,235百万円 ③繰上償還後残存額面総額 1,765百万円

(4) 業績に与える影響

業績に与える影響はありません。

(5) 繰上償還のための資金調達の方法

手許資金及び平成22年9月15日に契約締結しております「実行可能期間付シンジケートローン」にて、資金を充当しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

-								,	(単位:百万円)
	区 分	金額		区			分	金	額
()	資産の部)		(負	債	の	部)		
I	流 動 資 産		I	流	動	負	債		
	現金及び預金	8, 341	l	買		掛	金	1	53, 504
	受 取 手 形	15		短		借	入 金	1	25, 669
	売 掛 金	44, 069					期借入金	1	21, 684
	商品及び製品	78, 502		J J					
	原材料及び貯蔵品	418					債 務		144
	前 払 費 用	3, 626		未		払	金		12, 269
	繰延税金資産	9, 086		未	払	費			111
	短期貸付金	113		未	払 法	人	税等		547
	未 収 入 金	5, 630		未	払 消	費	税等		1,068
	- R	215		前		受	金		12, 289
	貸倒引当金	△28		預		り	金		400
	流動資産合計	149, 991	l	賞	与	引	当 金	1	5, 877
п	固定資産	173, 331	l		ィン	ト 引		1	6, 338
	日 足 貝 性 有形固定資産			前	受	収			603
'	建物	64, 636	l	そ		の	他		212
	構 築 物	3,093				負 債		<u> </u>	140, 721
	機械及び装置	981	п	固	元 勁 定	貝質			140, 721
	車両運搬具	3	"						15 000
	エ 具 、器 具 及 び 備 品	4,602		転換 長			権付社債		15,000
	土	69, 767				借	入 金		47, 863
	リース資産	2, 170		IJ		ス	債 務		1, 029
	建設仮勘定	410					税金負債		2, 513
	有形固定資産合計	145, 666	1			付 引			9, 763
2	無形固定資産	140,000		商	品 保	証 引	当 金		3, 346
-	ボル回足貝座 の れ ん	375		負	の	の	れん		3, 633
	借 地 権	722		資	産 除	去	債 務		4, 089
	商標権	108		受	入 敷	金 保	証 金		7,601
	ソフトウェア	12, 894		そ		の	他		439
	そ の 他	743			固定	負債	合 計		95, 280
	無形固定資産合計	14, 844	負		債	合	計		236, 002
3	投資その他の資産								
*	投資有価証券	2, 186							
	関係会社株式	11, 462							
	その他の関係会社有価証券	4, 700	(純	資 産	Ø	部)	1	
	出 資 金	626	ī	株	主	資			151, 023
	長期貸付金	2, 899	1	資		本	金金		10, 174
	関係会社長期貸付金	725							
	長期前払費用	2, 416		資		剰	余 金		108, 798
	操延税金資産	7, 021		資		準	備 金		62, 371
	差入保証金	12, 711		そ			剰余金		46, 426
	敷金	17, 744		利		剰	余 金		34, 233
	示 そ の 他	1, 223					剰余金		34, 233
	貸倒引当金	△663					剰余金		34, 233
	投資その他の資産合計	63, 055	1	自	己	株			△2, 183
	固定資産合計	223, 566	п	評価					△13, 669
ш	繰 延 資 産	,		その	他有価語	正券評	価差額金		△135
l -	株式交付費	1		土土	地 再 評	価	差額金	1	△13, 533
	社 債 発 行 費	6	ш	新	株	F #	約 権		209
	繰延資産合計	7	純	資		合			137, 563
資	産 合 計	373, 565	負		• 純 🎉		合 計		373, 565
^	11	3.5,500	1 ~	,,,	4.0 3	- /	- "		0, 000
								1	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

				(単位:白万円)
区	分		金	額
I 売 上	高			430, 114
Ⅱ 売 上 原	価			322, 462
売 上 総	利	益		107, 651
Ⅲ 販売費及び一般管理	里費			97, 216
営業	利	益		10, 435
Ⅳ 営業外収	益			
受 取	利	息	479	
受 取 配	当	金	715	
仕 入	割	引	3, 315	
負 の の れ /	ん償却	額	963	
その		他	282	5, 756
Ⅴ 営業外費	用			
支 払	利	息	1,020	
新株発行	費 償	却	3	
社 債 発 行	費 償	却	3	
貸倒引当金	金 繰 入	額	0	
その		他	190	1, 218
経常	利	益		14, 973
VI 特別利	益			
投 資 有 価 証	券 売 却	益	386	
抱 合 せ 株 式	消滅差	益	23, 956	
その		他	29	24, 372
Ⅷ 特 別 損	失			
固 定 資 産	除却	損	367	
減 損	損	失	6, 771	
投 資 有 価 証	券 売 却	損	24	
投 資 有 価 証	券 評 価	損	168	
固 定 資 産	売 却	損	0	
	的解約	損	209	
その		他	397	7, 939
	期 純 利	益		31, 406
	及び事業		456	
法 人 税 等	調整	額	△3, 187	△2, 731
当 期 純	利	益		34, 137

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主		資	本	
			資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資 本剰余金	資本剰余金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	自己株式	株主資本 計
平成22年3月31日残高	10, 174	62, 371	46, 448	108, 819	2, 522	△1,873	119, 643
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2, 056		△2, 056
土地再評価差額金取崩					△370		△370
当期純利益					34, 137		34, 137
自己株式の取得						△880	△880
自己株式の処分			△21	△21		570	549
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	_	_	△21	△21	31, 710	△309	31, 379
平成23年3月31日残高	10, 174	62, 371	46, 426	108, 798	34, 233	△2, 183	151, 023

	評句	・換算差額			
	その他有 価証券評 価差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成22年3月31日残高	258	_	258	84	119, 986
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,056
土地再評価差額金取崩					△370
当 期 純 利 益					34, 137
自己株式の取得					△880
自己株式の処分					549
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△393	△13, 533	△13, 927	124	△13, 802
事業年度中の変動額合計	△393	△13, 533	△13, 927	124	17, 576
平成23年3月31日残高	△135	△13, 533	△13, 669	209	137, 563

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1-1. 重要な会計方針に係る事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
 - a 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。
 - b関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

cその他有価証券

移動平均法による原価法によっております。

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によってお ります。(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法によって算定しており ます。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産 a 商品

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定)によって おります。

評価方法

家庭電化商品については主として移動平均法に よっております。また、ホームセンター商品につ いては主として売価環元法によっております。

最終仕入原価法による原価法によっております。

b 貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)については定額法によ っております。ただし、平成10年3月31日以前取得 の建物の一部については定率法によっております。 建物以外の有形固定資産については定率法によって おります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 構築物 2~50年 2~60年

工具、器具及び備品

2~20年

定額法によっております。ただし、自社利用ソフ トウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)、事業用定期借地権については契約年数(主に20 年)に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引の うち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっております。

②無形固定資産

(リース資産を除く)

③リース資産

- (3) 繰延資産の処理方法
 - ①社債発行費
 - ②株式交付費
- (4) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金
 - ②賞与引当金
 - ③退職給付引当金

④ポイント引当金

⑤商品保証引当金

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

3事業年度にわたり、毎年均等額を償却しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見 込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法 により翌事業年度から費用処理することとしており ます。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存 勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によ り費用処理しております。

ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上することとしております。

販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき将来の修理費用見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び過年度に発生した負ののれんの償却については、発生年度から実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1-2. 会計処理方法の変更

(1)「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ154百万円減少しております。

(2)「企業結合に関する会計基準」等の適用

当事業年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

1-3. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」(当事業年度末の残高は122百万円)として区分掲記されていたものは、資産の総額の100分の1以下であるため、当事業年度では無形固定資産の「その他」に含めて掲記しております。

1-4. 追加情報

信託型従業員インセンティブ・プランにおける会計処理について

当社は、従業員の労働意欲や経営参画意識の向上を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

本プランでは、「エディオングループ社員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後1年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得し、その後毎月一定日に持株会へ売却いたします。

当該株式の取得・処分については、当社が三菱UFJ信託銀行㈱(従業員持株ESOP信託口)(以下「信託口」といいます。)の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末に従業員持株ESOP信託が所有する当該株式数は993,600株であります。また、当社は第1回ESOP信託を平成22年2月16日から導入しておりましたが、その終了に伴い第2回ESOP信託を平成23年3月15日から導入しております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額

96,725百万円

2-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 関係会社に対する長期金銭債権 関係会社に対する短期金銭債務 6,960百万円 725 *"* 5,461 *"*

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

 建物
 3,900百万円

 構築物
 148 "

 土地
 1,245 "

 計
 5,294百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金及び一年内返済予定の長期借入金 1,284百万円 受入敷金保証金 1,218 ″ 計 2,503百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入 (㈱ふれあいチャンネル その他 従業員

419百万円

3百万円

2-5. 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月28日及び平成14年3月31日

再評価を行った土地の平成23年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

9,320百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高 販売費及び一般管理費 営業取引以外の取引高 14,721百万円 4,595 " 3,216 "

- 52 **-**

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

3,144,516株

(注)当事業年度末における自己株式数には、従業員持株ESOP信託口が所有する 当社株式993,600株を含めて記載しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(帰近代)へ次至)

(繰延税金資産)	
減価償却費	1,226百万円
貸倒引当金等	317 "
賞与引当金	2, 386 "
未払法定福利費	294 "
減損損失	6, 747 "
退職給付費用	3, 986 "
未払事業税	130 "
未払事業所税	79 11
ポイント引当金	2, 573 "
合併引継土地	3, 936 "
商品保証引当金	1, 358 "
関係会社株式評価損	883 "
資産除去債務	1,660 "
繰越欠損金	1, 278 "
その他有価証券評価差額金	135 "
その他	2,852 "
繰延税金資産小計	29,845百万円
評価性引当額	△12,721百万円
繰延税金資産合計	17,124百万円
(繰延税金負債)	
建物圧縮記帳積立金	△135百万円
資産除去資産	△755 <i>"</i>
その他有価証券評価差額金	$\triangle 42$ "
_ その他	△82 ″
繰延税金負債合計	△1,015百万円
繰延税金資産の純額	16,108百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

6-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備(建物)等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始 日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであり ます。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	建物	工具、器具 及び備品	その他	合計
取得価額相当額	3, 924	1,548	733	6, 206
減価償却累計額相当額	1,667	1,035	461	3, 164
減損損失累計額相当額	_	8	_	8
期末残高相当額	2, 256	504	272	3, 033

②未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	628百万円
1年超	2, 563 "
合計	3,191百万円

リース資産減損勘定の残高

8百万円

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支 払利息相当額

a 支払リース料	488百	ī万円	
bリース資産減損勘定の取崩額	75	"	
c 減価償却費相当額	524	"	
A 支払利負相当類	37	11	

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、 各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内2,595百万円1年超26,533 "

 合計
 29,128百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記 7-1. 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社サンキュー	所有 直接40%	業務受託 仕入代行	仕入代行(注)1	44, 727	売掛金	3, 579
非連結 子会社	エム・エム・ ケイ・エス・ ジャパン 有限会社	_	匿名組合への出資	不動産取得	(注)4 6,811	_	_
子会社	株 式 会 社 エディオン E A S T (注)6	_	役員の兼任 経営指導 業務受託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付(注)2 仕入代行 仕入割引(注)1	(注)5 — 76,477 855	-	_
子会社	株 式 会 社 エディオン W E S T (注)6	-	役員の兼任 経営指導 業務受託 資金の援助 仕入代行	資金の貸付(注)2 仕入代行 仕入割引(注)1	(注)5 — 171,699 1,921	I	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 什入代行及び什入割引については、当社の什入先からと同一の条件によっております。
 - 2. 資金の貸付及び預りについては、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。 なお、担保の受入及び提供はありません。
 - 3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。
 - 4. 市場動向、市場価格等を勘案し当社の取引先の条件と同様に決定しております。
 - 5. 資金の貸付については当社が資金の一元管理を行っており、資金の決済は随時行われて おります。このため、取引金額としての把握が困難であるため記載を省略しております。
 - 6. ㈱エディオンEAST及び㈱エディオンWESTについては、平成22年10月1日付で当 社に吸収合併されており、記載の金額は当事業年度の期首から平成22年9月30日までの取 引金額であります。

7-2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

						<u> </u>	<u> </u>
種類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役 員 及 び その近親者が 議 決 権 の の 有 している 会社	株式会社ショーエイ	_	保険の取次	保険料	56	前払費用	45

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含んでおりません。期末残高には消費税等を含めております。
 - 2. 保険料の支払については、火災保険・車両保険等を定められた保険料率に基づいて決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純利益

1,339円76銭 332円19銭

9. 重要な後発事象に関する注記

9-1. 連結子会社株式の追加取得による完全子会社化について

当社は、平成23年5月11日開催の取締役会において、当社連結子会社であります㈱サンキューの株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議いたしました。 詳細は、連結計算書類の連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載しております。

9-2. 転換社債型新株予約権付社債の繰上償還

当社は、平成20年5月9日に発行した株式会社エディオン2013年5月10日満期 円貨建転換社債型新株予約権付社債に関して、その残高の一部を繰上償還いたし ました。

詳細は、連結計算書類の連結注記表(重要な後発事象に関する注記)に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社エディオン 取締役会 御中

新日本有限青仟監查法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤嘉章 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エディオンの平成22年4月 1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エディオン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月11日開催の取締役会において、連結子会社である㈱サンキューの株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2013年5月10日満期円貨建転換社債型 新株予約権付社債に関して、その残高の一部を繰上償還した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社エディオン 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エディオンの平成22 年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を 行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任 は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 追記情報

- 1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月11日開催の取締役会において、連結子会社である㈱サンキューの株式を追加取得し、完全子会社とすることを決議している。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2013年5月10日満期円貨建転換社債型 新株予約権付社債に関して、その残高の一部を繰上償還した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担 等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎诵を図り、情報の収集及び監 **香の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議並びに代表取締役との定** 期会合に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必 要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況 を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法 施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当 該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたし ました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号 ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に ついて検討を加えました。子会社については、監査役が総務人事合同会議等に出席し、 また社外監査役2名がそれぞれ子会社1社の監査役を兼務して、一部子会社の取締役会 に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要 に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、調査いたしま した。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について 検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り 方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記 載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿った ものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員 の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

株式会社エディオン 監査役会

常勤監査役 佐々木正弘 ⑩

監査役髙橋圭治⑩

社外監査役 異 相 武 憲 ⑩

社外監査役 沖 中 隆 志 即

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当政策を重要な経営課題の一つと認識しており、株主の皆様への安定的配当の実施を念頭に置きながら業績及び経営基盤強化のための内部留保等を勘案し、配当金額を決定することを基本方針としております。

当期末の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

当期末の株主配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして1株につき10円の普通配当と、当社は平成23年3月期をもちまして第10期となり当期の業績は概ね順調に推移しておりますことから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表すため、1株当たり5円の記念配当を加えて合計15円といたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金15円 総額 1,552,720,800円 なお、昨年12月に中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしてお りますので、年間にお支払いする配当金は1株につき25円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成23年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

平成22年10月1日付の子会社との合併による持株会社から事業会社への経営組織変更に伴う目的事項の一部変更・追加及び広島市に本店所在地を変更するものであります。また、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第15条を削除し、条数の繰り上げを行うものであります。

2.変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(1)がは及文即力を小しより。)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の業務を営む会社	第2条 当会社は、次の業務を営むこと
およびこれに相当する業務を営む	を目的とする。
外国会社の株式を所有することに	
より、当該会社の事業活動を支	
配・管理することを目的とする。	
1. 家庭用電気製品、石油器具、	1. 家庭用電気製品、石油器具、
ガス器具、厨房台所用品、住宅	ガス器具、厨房台所用品、住宅
設備機器、空調設備機器、衛生	設備機器、 <u>太陽光発電設備、充</u>
用機器、農業用機器、防災およ	<u>電設備、給排水設備、</u> 空調設備
び安全に関する設備機器の販売、	機器、衛生用機器、農業用機器、
空調設備工事、給排水管工事な	防災および安全に関する設備機
らびに付帯工事および修理	器の販売、 <u>施工、</u> 付帯工事およ
	び修理
2. ~17. (条文省略)	2. ~17. (現行どおり)

現行定款

- 18. プレイガイド業、旅行業法にもとづく旅行業、不動産の賃貸業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、荷造梱包事業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、流通業に関する経営コンサルタント業務、広告デザイン業、 古代理店業、広告デザイン業、 ディスプレイ業、映像出版業、 各種イベント企画の受託および運営、市場調査等各種マーケティング業務および情報処理・データー通信サービスに関する業務
- 19. コンピューター・ソフトウェアーの設計・開発および販売、ニューメディア情報通信システムの設計施工、コンピューターならびに事務機器による計算および記録の受託
- 20. ~25. (条文省略)
- 26. 産業廃棄物、一般廃棄物の収 集運搬および中間処理場・最終 処<u>理</u>場の建設、運営、管理 27. ~32. (条文省略)

変 更 案

- 18. プレイガイド業、旅行業法に もとづく旅行業、不動産の賃貸 業、倉庫業、道路運送事業、二 般貨物運送事業、貨物運送取扱 事業、荷造梱包事業、損害保険 代理業、生命保険の募集に関す る業務、流通業に関する経費コ ンサルタント業務、広告代理コ ンサルタント業務、広告代理プレイ業、映像出版業、各種イベント企画の受託および運営、市 場調査等各種マーケティング業 務および情報処理・データー通信サービスに関する業務
- 19. コンピューター・ソフトウェアーの設計、開発、販売<u>および保守、ニューメディア情報通信システムの設計施工、コンピューターならびに事務機</u>器による計算および記録の受託
- 20. ~25. (現行どおり)
- 26. 産業廃棄物、一般廃棄物の収 集運搬および中間処理場・最終 処分場の建設、運営、管理 27. ~32. (現行どおり)

現行定款	変更案
33. 労働者派遣事業法にもとづく 一般および特定労働者派遣事業 34. (条文省略) ② 当会社は、前項の各号の業務お よびこれに付帯または関連する一 切の業務を営むことができる。	33. 労働者派遣事業法にもとづく 一般および特定労働者派遣事業、職業安定法にもとづく有料職業紹介事業ならびに就職斡旋業務、就職情報の収集および提供に関する業務 34. (現行どおり) ② 当会社は、前項の各号の業務およびこれに付帯または関連する一切の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することができる。
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>東京都千代田</u> <u>区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を <u>広島市</u> に置く。
第4条~第13条 (条文省略)	第4条〜第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第14条 (条文省略)	第3章 株主総会 第14条 (現行どおり)
<u>(招集地)</u> 第15条 当会社は、東京都区内で株主 総会を開催する。	(削除)
第 <u>16</u> 条~第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役13名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、出	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	く ぼ ^{まさ たか} 久 保 允 誉 (昭和25年2月18日)	. , ,	第一産業㈱取締役 ㈱ダイイチ代表取締役社長 ㈱デオデオ代表取締役社長 当社代表取締役会長 ㈱デオデオ代表取締役会長 当社代表取締役社長(現任)	2,010,000株
2	おか じま しょう いち 岡 嶋 昇 一 (昭和25年11月22日)	昭和56年3月 平成5年6月 平成10年7月 平成14年3月 平成15年7月 平成16年6月 平成21年10月 平成22年6月	(関条電社取締役	1, 297, 700株
3	とも のり かず とし 友 則 和 寿 (昭和26年2月28日)	平成2年6月 平成2年10月 平成7年6月 平成14年3月 平成15年7月 平成17年4月 平成21年10月 平成22年6月 平成23年6月	㈱ダイイチ取締役 同社常務取締役 同社取締役副社長 当社取締役 ㈱デオデオ代表取締役社長 当社取締役副社長 ㈱エディオンWEST代表取締役社長 当社代表取締役副社長(現任) ㈱エディオンコミュニケーションズ 代表取締役会長(現任)	19,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、均	地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	ふじ かわ まこと 藤 川 誠 (昭和23年10月5日)	平成16年10月 平成19年4月 平成19年12月 平成20年6月 平成21年4月	(株エイデンサカキヤ取締役 (株エイデン常務取締役 当社取締役 当社総務人事部長 (株エイデン専務取締役 当社総務人事部長兼法務室長 当社常務取締役 当社総務人事本部長兼総務人事部長兼 法務室長 当社総務人事本部長兼総務人事部長兼 法務室長 当社総務人事本部長兼と	22, 400株
5	ふな もり せい いち 船 守 精 一 (昭和29年1月14日)	平成16年10月 平成17年4月 平成18年6月 平成19年4月 平成19年6月 平成19年6月 平成21年4月 平成22年4月	(株)	6,700株
6	か とう ひろ ひさ 加 藤 徳 寿 (昭和35年3月12日)	昭和53年3月 平成9年4月 平成14年4月 平成16年6月 平成19年4月 平成22年6月 平成22年10月 平成23年4月	(株)	5,100株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、均	也位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
7	あさ だ ゆう じ 麻 田 祐 司 (昭和47年6月15日)	平成9年10月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年5月 平成19年2月 平成20年6月 平成21年4月 平成22年4月	監査法人トーマツ入所 税理士法人トーマツへ転籍 公認会計士登録 当社入社 経理部長 当社経理部長兼内部統制推進室長 当社財務経理部長兼内部統制推進室長 当社取締役(現任) 当社財務経理本部長兼財務経理部長 当社財務経理本部長兼経理部長兼管理 部長 当社財務経理本部長兼経理部長兼管理 部長	2, 400株
8	やま さき のり お 山 﨑 徳 雄 (昭和32年1月15日)	平成元年4月 平成12年10月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年4月 平成21年4月	(㈱ダイイチ入社 (㈱デオデオシンガポール支店支店長 同社業態開発部長 同社戦略推進室部長 同社社長室室長 同社社長室室長 同社社戦略推進室長 当社戦略推進室長 当社経営企画室長(現任) 当社取締役(現任)	4, 300株
9	まっ やま やけ お 松 山 保 夫 (昭和26年7月22日)	昭和45年3月 平成3年4月 平成7年6月 平成14年4月 平成16年6月 平成22年6月	(株) 栄電社入社 同社情報事業部長 同社取締役 (株) エイデン執行役員 同社取締役社長室長 当社取締役(現任) 当社EASTカンパニー管理本部長 当社物流サービス本部長(現任)	12, 199株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
10	ゅ ^{やま たか} し 湯 山 隆 司 (昭和33年2月7日)	昭和55年3月 ㈱ミドリ電化入社 平成16年5月 同社取締役人材開発統括部長 平成17年10月 同社執行役員人事部長 平成19年8月 同社上席執行役員販売部長兼教育部長 平成20年4月 同社執行役員政策推進部長 平成21年10月 ㈱エディオンWEST第二総務部長 平成22年1月 同社フランチャイズ推進部長 平成22年4月 同社取締役人事本部長 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成22年10月 当社WESTカンパニー管理本部長 平成23年4月 当社店舗開発本部長(現任)	10, 167株

⁽注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役髙橋圭治氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、梅原正幸氏は、監査役髙橋圭治氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は退任する監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社 の株式の数
うめ はら まさ ゆき 梅 原 正 幸 (昭和29年1月1日)	昭和63年5月 平成12年6月 平成13年7月 平成17年4月 平成19年1月 平成19年12月 平成21年4月 平成21年6月	㈱ミドリ電化取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社取締役副社長 当社取締役物流・サービス統合推進室長 当社物流・サービス統合推進室長 当社内部監査室長兼内部監査担当長 当社取締役(現任)	316, 000株
	平成22年4月	当社内部監査室長(現任)	

- (注) 1. 梅原正幸氏は、新任監査役候補者であります。
 - 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

(MEMO)	

第10回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号

品川プリンスホテル メインタワー15階「京都」

最寄りの駅 JR品川駅・京浜急行品川駅 下車徒歩3分

お 願 い : 当日は駐車場の混雑が予想されますので、

お車でのご来場はご遠慮お願い申しあげます。

[会場付近略図]

